

【観光経済課商工労働係（☎内線2621）

令和3年度融資制度案内

市では左表の各種融資制度のほか、中小企業退職金共済制度などについて、申請により新規加入促進補助金の交付を行っています。また、経営安定関連保証（セーフティネット保証）の認定申請について、受付を行っています。また、新型コロナウイルス感染症関連の融資相談は、市内各金融機関へお問い合わせください。

制度名	融資対象者	資金使途	融資限度額 (上限額)	融資期間	利率 (年利)	申込期間	取扱金融 機関申込先	問合せ	備考
小口資金 (一般小口)	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者および中小企業等協同組合 ※市税及び県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	運転資金(利子補給なし) 設備資金(3年間利子補給あり) ※設備の事前購入や事前着工、また土地の購入は対象外	1, 250万円以内	運転資金 6年以内 設備資金 8年以内 ※運転と設備を併用した場合6年以内 (うち掘置6ヶ月以内が可能)	1・6%	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	【観光経済課または取扱金融機関	※保証料は自己負担(県と市が補助するため保証料は軽減される) ※要件に基づく既存資金の借換制度あり(令和3年度末まで)
特別小口 資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあつては5人以下)) ※保証人は不要 ※市税および県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	運転資金(利子補給なし) 設備資金(3年間利子補給あり) ※設備の事前購入や事前着工、また土地の購入は対象外	1, 250万円以内	運転資金 6年以内 設備資金 8年以内 ※運転と設備を併用した場合6年以内 (うち掘置6ヶ月以内が可能)	1・6%	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	【観光経済課または取扱金融機関	特別小口資金については他の保証付の融資と併用することができない ※保証料は自己負担(県と市が補助するため保証料は軽減される) ※要件に基づく既存資金の借換制度あり(令和3年度末まで)
中小企業 短期資金 (季節資金)	市内の中小企業者	運転資金 ※ポーンズ資金などで、季節的に短期運転資金が必要なき	300万円以内	夏期 5ヶ月以内 冬期 3ヶ月以内	1・8%	夏期6月1日から 冬期10月1日から	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	取扱金融機関	※保証付の場合の保証料は自己負担
勤労者住宅 建設資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者 ※市税に滞納がない者	市内の専用住宅について ①敷地を取得する場合 (1年以内に新築すること) ②新築・増築・改築する場合 ③住宅を取得する場合 ※面積の制限あり ※保証人必要	500万円以内	20年以内	2・7%	年間随時	市内の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の各本支店	【観光経済課	※新築 土地 330㎡以下 (1年以内に新築) 家屋 132㎡以下 ※増改築 土地 165㎡以下 家屋 33㎡以上99㎡以下
勤労者生活 資金	市内に住所を有し、かつ1年以上継続して居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続して勤務している者 ※市税に滞納がない者 ※信用保証付	1. 医療費 2. 冠婚葬祭費 3. 教育費 4. 交通事故処理費 5. 災害復旧費 6. 耐久消費財購入等 7. 育児休業に伴う生活費 8. その他生活関連費用で市長が必要と認める者 ※資金の借換は不可	1世帯あたり200万円以内 (ただし、当該融資の完済後は、再融資を受けられる)	5年以内 (ただし、資金使途が育児休業に伴う生活費の場合、うち掘置1年以内が可能)	2・4%	年間随時	中央労働金庫 安中支店	【観光経済課 または取扱金融機関	※保証料は自己負担 ※融資枠が一杯になり次第締め切ります